

Q-Board

平成 19 年 5 月 24 日

各位

上場会社名:ジェイエムテクノロジー株式会社

(コード番号:2423 Q-Board)

本社所在地:福岡市博多区下川端町3番1号 代表者名:代表取締役社長 岩永 康徳 問合せ先:常務取締役管理担当 細川 誠哉

電話番号: 092-272-4151

(URL http://www.jmtech.co.jp/)

内部統制システム構築の基本方針の変更に関する決議のお知らせ

当社は、平成19年5月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由及び変更内容

- (1) 組織変更に伴い、全社的なリスク管理を担当する部署を「管理部」に及び内部監査担当部署を「内部監査室」に変更する。
- (2) 子会社を吸収合併し、子会社がなくなったことに伴い、「当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について」及び当社グループに関する決議を行った箇所について削除する。
- (3) 行動理念を経営方針に改めたことに伴い、決議内容の変更を行う。
- 2. 変更後の内部統制システム構築の基本方針

(下線部は変更箇所であります。)

【内部統制システム構築の基本方針】

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、経営理念、経営ビジョン、経営方針及びその精神をわかりやすく表現した 10 カ条から なるGood Mannerを全役職員に継続的に伝達することにより、法令遵守及び社会倫理に則った企 業活動を行うことを業務運営の基本指針とする。

内部監査室は、代表取締役社長が承認した監査計画書に基づき、各部門の業務遂行状況が法令、定款、経営方針、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ効率的に行われているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適切な助言、指導、勧告を行う。

監査役は、内部監査室及び会計監査を依頼しているあずさ監査法人と連携し、監査役監査規則、

監査役監査基準に則り、取締役の職務執行状況についての監査を行う。

また、法令違反等を早期に発見し、自浄作用が働くように内部通報制度を整備し、通報者に対し 不利益な扱いを行わないよう内部通報者保護規程を制定、同規程に基づいた運用を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体により、適切に保管及び管理を行う。なお、取締役及び監査役はいつでも当該情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の長は職務権限規程に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を 越える事業を行う場合は、稟議規程等による許可を要し、許可された事業の遂行に係る損失(リスク)を管理する。

全社的なリスク管理を担当する部署を<u>管理部</u>、リスク管理における総括責任者を管理担当取締役とし、各部門の長と連携、情報の共有化を図ることにより全社横断的なリスク管理を行う。 <u>内部監査室</u>は、各部門のリスク管理の状況について調査を行い、その結果を社長、管理担当取締役及び監査役に報告する。当該報告に基づき、取締役会においてリスク管理体制についての見直しを行い、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。 取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとと もに、業務執行面の監督機関としての役割を果たす。また、執行役員制度の導入により、経営の意 思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を図り、取締役会による監督機能を強化する。

- 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 該当事項はありません。
- 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、 監査役と協議の上、合理的な範囲で配置することとする。また、監査役スタッフの人事権に係る 事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れのあるとき、役職 員による不正行為、法令及び定款に違反する行為を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な 会議へ出席し、必要に応じ取締役又は使用人から説明を受けるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に、代表取締役社長、会計監査を依頼しているあずさ監査法人と情報を共有する機会を設け、意見交換を実施する。また、<u>内部監査室</u>は監査役と親密に連携を行い、個々の監査を効率的かつ効果的に行うよう努める。

以 上